令和４年８月17日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

「オミクロン株のBA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」の一部改正等について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省事務連絡（3件）に関し、標記の日本医師会通知が発出されましたので、情報提供いたします。詳細は各通知をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●日本医師会通知より抜粋

・オミクロン株のBA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について（令和４年８月10 及び12 日最終改正）

〇65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者以外の者であって、症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能な仕組みに関連して、Q&Aが追加されたこと。

・新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について（協力依頼）

〇令和４年８月５日日医通知「新型コロナウイルス感染症の患者又は濃厚接触者に療養開始時や療養期間解除後又は濃厚接触者の待機期間の終了後に改めて検査結果の証明を求めないこと」について、各自治体に対し、地域の事業主団体又は企業へ要請するよう依頼されたこと。

〇別途、総務省から各都道府県の総務部局宛、経済産業省から商工労働部局宛にも同趣旨の協力依頼がなされること。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

https://www.med.or.jp/login.html

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

＜担当＞
大阪府医師会地域医療１課（06-6763-7012）